

## 地域史料保存のネットワーク

— 埼玉史協の事例を中心として —

浜野 一重

### 1. 地域の中の文書館と史料保存

全史料協全国大会のテーマは、「のぞましい文書館像」(第12・13回)、「公文書館法の意義と課題」(第14回)、「地域の中の文書館」(第15・16・17回)と変遷し、今回は「文書館制度の拡充をめざして—史料保存のネットワーク」と設定されている。

この間、昭和63年6月1日より公文書館法が施行され、この数年間は関係者にとって大きな画期となる時期であった。全国的に文書館建設の気運が高まっており、県立の施設は勿論、沖縄県においては全国初の町レベルの公文書館が北谷町にオープンしている。

こういった流れの中で、ここ3年間は「地域の中の文書館」というテーマを継続していたわけである。このことは、公文書館法は成立したが、ごく基本的なものであるため、その解釈や肉づけ、また運用方法を考え、よりよい地域文書館とは何かを模索していた時期でもあったことを意味しているのではないだろうか。

ところで、「地域文書館とは単に市町村の文書館を呼びかえたものではない」という提言が徳島大会の折りにもなされたが、この言葉の持つ意味は深いものがある。その実務にあたった者でなくてはこの本意を理解し得ない部分が多いため、浸透するのに時間がかかったのではないかと感じている。この「地域文書館」という用語は、埼玉史協内部で使われ始めたものであるが、これは八潮市立資料館(遠藤忠館長)において、市史編さん事業を終え、収集した資料を散逸することなく資料館に収蔵できたという実績が裏付けとなっているのである。

言い古されたことであるが、かつての市町村史編さん事業は記念事業的色彩を持ったものが多く、刊行事業がそのすべてであった時期には、事業終了後その元となった資料は複製化されることもなく所蔵者に返されたり、所在不明とな

る場合が多かったという。これは、初期の担当者が一般行政の方がほとんどであったことや、事業計画が短期であったことなどが原因として考えられるが、それを責めることはできない。

“前轍を踏むな”という自らの反省が起こってきている現在、同じ過ちは繰返せない。けれども文書館や資料館は短期にできあがるわけではない。では、史料はどうするのか。

市町村においては、編さん担当者や文化財担当者がその役割を果たさねばならない。そうして収集・整理・保存することを一つの事業として位置付け、史料を活用できるような体制を整備していけばそれが文書館や資料館と同じ意味を持ってくる。つまり、“入れ物”としての館の建設を目指すのは大前提として押さえておくべきではあるが、その前段階として、まずは“機能”としての館を持つというのが「地域文書館」のとらえ方の一つの軸なのである。

### 2. 埼玉史協の事例

埼玉史協は昭和49年9月に「埼玉県市町村史編さん連絡協議会」という名称で「実質的な事業振興や研修」(注①)を行い、「県内市町村史編さんに関する相互の連絡と協調をはかり、もって市町村史編さん事業の健全なる運営と歴史諸資料及び情報の交換に寄与すること」を目的として設立された。当初は、92市町村のうち51市町村の加入による発足であった。

しかし、当初の目的が上記のような内容であったため、中には編さん事業終了とともに脱会を余儀なくされたところもあったのである。そこで昭和60年から会の目的の一つに「歴史資料保存利用」を加えることとし、これについても会員相互の研鑽を深めてきた。

刊行事業が終了しても市町村の歴史は存続する。過去を伝える資料は加速度的に消滅し、現在の姿を物語る資料は次々に生まれていく。会

では、編さん段階で収集された史料の保存・活用や、今後収集すべき史料について考え、一応の事業終了後も何らかの形で継続すべきものであるという見解を打ち出し、平成3年4月から「埼玉県地域史料保存活用連絡協議会」と会名を変更して「地域史料保存活用及び市町村史編さんに関する会員相互の連絡と協調をはかること」を目的として再スタートを切ったのである。

地域史料保存活用は編さん事業を行っていない市町村においても実施すべきものであり、史料はそういった市町村において危機に瀕しているわけである。この状態を少しでも打開すべく、役員会において未加入市町村を直接訪問して趣旨とするところを説明し、入会の勧誘を行った。その結果、現在77市町村が加入するに至った。

埼玉協では会員相互の研修と情報交換を行うために、地域史料基礎研修会・実務研究会・視察研修会等を開催している。このような研修会への参加により資質を高め、互いの情報を提供し合うことにより、相互の連帯感が生まれ、各市町村における問題解決の一助ともなっているのである。

この会に加入することによる会員に対する会からのフィードバックはかなり大きなものがあり、史料保存ネットワーク化への十分な足掛かりとなりうるものである。

また、昭和60年度から会に専門研究委員会を設置し、テーマを設定して会員有志の委員により検討を行い、報告書を作成してきた。『地域文書館の設立に向けて』『行政文書の収集と整理—地域文書館の設立に向けて2』『諸家文書の収集と整理—地域文書館の設立に向けて3』がそれである。この報告書は県内は勿論、全国的にも好評を得ており、現在第4次の委員会により次のテーマについての検討が進められているところである。

### 3. 地域史料保存のネットワークと今後の課題

埼玉県ではこのような相互研修・情報交換の組織ができあがり成果をあげているところであるが(注②)、「今後、埼玉協の新たな課題として、県内全市町村の参加、地域文書館構

想の具体化・深化、県内史料情報・史料保存ネットワークの形成があげられる。」(注③)という意見に代表されるように、課題も山積している。

この課題を解決していくためには、先輩格である文化財行政の功罪を見極めながら、史料保存行政(まだ馴染みのない語であるが)に取り組む必要がある。我々自治体の史料保存担当者は、意識の世界はどれだけ高まろうとも行政内部の人間であり、ここを脱することはできない。文化財行政は歴史を持ちながら、その専門性のなせる業か個人間の繋がりだけに頼る時期が長く、組織的なネットワークが形成されにくいままにきている。史料保存については、公文書館法にもあるような意味での専門家はまだいないわけであり、行政でその業務を担当する史料保存に関心の高い熱意ある者の集団として、ネットワークの形成はしやすいのではないかと感じている。そのためには、勿論担当者個人の資質を高めるための研修や情報収集に赴かねばならないし、関連部門の理解を得たり、さらには上司・首長の説得にあたることも必要であろう。担当者の熱意が係や課を代表する意見として取入れれば大きな成果である。

これまで、多分に個人の力量にのみその業務を負わせてきたが、その時代がより短期間であったことからして先の展望は明るい。このまま少しずつ脱皮して、行政レベルでの史料保存が唱えられるようになれば、この目的の半分は達せられたとしてよいのではないだろうか。

#### 〈参考文献・注〉

- ① 埼玉縣市町村史編さん連絡協議会 1984  
『十年のあゆみ』
- ② 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 1992  
『会報』23号  
※埼玉県の他に、大阪府・岐阜県・沖縄県・新潟県・石川県・茨城県・富山県・神奈川県にも同様の組織がある。
- ③ 太田富康 1992 「埼玉協の活動と今後の展望」(『歴史評論』通巻506号) 校倉書房  
(埼玉県幸手市教育委員会市史編さん室)